

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データ
の処理について

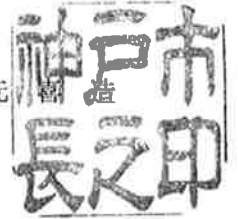
(行 財 政 局)

神行主固第 1337 号

平成 27 年 12 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：行財政局主税部固定資産税課

固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【固定資産税の納税義務者のうち、市内に住所地を有する過去 1 年内 (※) に死亡した者の住民基本台帳データの項目 (※初回については過去 5 年分)】

- ・住記個人番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・本籍地
- ・筆頭者

固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について

1. 趣旨

土地、家屋に対する固定資産税は、原則として、賦課期日（1月1日）現在の登記簿上の所有者が納税義務者となる。ただし、登記簿上の所有者が死亡している場合は、現に所有するもの、すなわち、相続人が納税義務者となる（地方税法第342条、343条）。

登記簿上の所有者の死亡が判明した場合、市税事務所固定資産税担当者は、まず、死亡者の住所地の市区町村に対し住民票（除票）を公用請求し、これにより確認した本籍地の市町村に対して戸籍（除籍）を公用請求し相続人の調査を行っている（地方税法第20条の11）。

このうち、神戸市に住所地を有する者について、年度単位で電子データの提供を受け、事務の効率化を図ろうとするもの（H26 対象者数：3,292件）。

2. 概要

- (1) 固定資産税課より区政振興課に対し、年1回、固定資産税の納税義務者のうち、市内に住所地を有する過去1年内（※）に死亡した者の住民基本台帳データの提供を依頼する。（※初回については過去5年分）
- (2) 区政振興課は住民基本台帳システムより対象データを抽出し固定資産税課へ提供する。
- (3) 固定資産税課は提供を受けたデータを区単位で外部記憶媒体（CD-R）に記録し、各市税事務所の管理者に配布する。
- (4) 各市税事務所固定資産税担当者は、配布されたデータを活用し相続人調査を行う。

3. 効果

必要情報について、電子的に管理を行うことで従来の紙ベースと比較し、対象者の戸籍の照会及び相続人の調査について、迅速・効率的になることから事務の簡略化につなげることができ、よりの確な法定相続人の確認事務が可能になる。

4. 実施計画（予定）

平成28年1月より開始（年1回）

5. 情報処理件数

年間約3,500件

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき厳正に対処する。

(1) データの保護

ア 区政振興課からの電子データの受渡しは、ネットワークを使用せず外部記

憶媒体（パスワード付 USB メモリ）で行い、格納する電子データにもパスワードを設定する。

イ 各市税事務所への電子データの受渡しは、ネットワークを使用せず外部記憶媒体（CD-R）を直接渡すことにより行い、受渡しについては受払簿等で記録管理を行う。

ウ 外部記憶媒体（CD-R）に記録する電子データにはパスワードを設定し、パスワードについては管理者のみに通知する。

(2) 運用上の保護

ア 区政振興課から提供を受けた電子データについては、市税事務所用の外部記憶媒体（CD-R）を作成後にデータ消去を行う。

イ 各市税事務所での外部記憶媒体（CD-R）の管理は管理者が行い、施錠管理ができるキャビネット等に保管のうえ、適宜存在確認を実施する。

ウ 電子データは閲覧のみとし加工や複製は行わない。また、他部署・他機関への提供も行わない。

エ 当該年度における該当者すべての調査完了後は外部記憶媒体（CD-R）を物理的に破壊することでデータを削除する。

オ 個人情報 の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な指導を行う。

参考法令(抜粋)

地方税法

(官公署等への協力要請)

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(固定資産税の課税客体等)

第三百四十二条 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

(固定資産税の納税義務者等)

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

